第四十五条第三項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第四項中「外国法事務弁護士事務所」を「外国法事務弁護士の事務所」に改め、同条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とする。

第四十三条中「第二十二条各号又は第二十三条各号」を「第二十三条各号又は第二十四条各号」に改め、「事項」の下に「（弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する事項にあつては、第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。）」を加え、第四章第二節第三款中同条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とする。

第四十一条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条の前の見出しを削り、同条第三項中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同条を第四十一条とし、同条の前に見出しとして「（弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会）」を付する。

第三十九条第二項中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、第四章第二節第二款中同条を第四十条とする。

第三十八条第七項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第二項中「第二十九条」を「第三十条」に、「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、第四章第二節第一款中同条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とする。

第三十四条第二項中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条第三項中「第二十五条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十条第一項第一号中「第八条」を「第十条」に改め、同項第四号中「第十四条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十六条各号」を「第二十七条各号」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条第三項中「第二十五条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条第二号中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条第一号中「から第三号まで」を「、第二号及び第四号」に改め、同条第四号及び第五号中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、第四章第一節中同条を第二十四条とする。

第二十二条第一号及び第二号中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第七号中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒に関する規定

第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条中「及び第四十二条第二項」を「、第四十二条第二項」に、「並びに同法第四十五条第二項」を「、第四十五条第二項」に、「及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び」を「は弁護士と、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人は」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条第一項中「第十六条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第三項中「第十条第四項及び第十一条」を「第十二条第四項及び第十三条」に改め、第三章第二節中同条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「第十六条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項中「第十条第四項及び第十一条」を「第十二条第四項及び第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を削る。

第十四条第一項第二号中「第八条」を「第十条」に改め、同項第三号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同項第四号中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二項第一号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号中「第十条第一項第二号」を「第十二条第一項第二号」に改め、同項第四号中「第十条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第四項中「第十条第四項及び第十一条」を「第十二条第四項及び第十三条」に改め、第三章第一節中同条を第十六条とする。

第十三条第一項中「第十条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第十二条中「第二十九条」を「第三十条」に、「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条第二項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に、「又は当該外国法事務弁護士法人」を「、当該外国法事務弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を第十二条とする。

第九条第一項中「第七条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第二章中第六条を第八条とし、第五条の三を第七条とする。

第五条の二第一項に次の一号を加える。

四　弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る。）

第五条の二を第六条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条から附則第五条まで及び附則第二十六条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（承認の基準に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十条第二項の規定は、第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第九条第一項の規定による申請をしている者についても適用があるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（懲戒の処分に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。